



首里城図柄入りナンバープレートを申し込む際、交付手数料に1,000円以上の寄付金を上乘せると、カラーを選択可能となります。この寄付金は、**首里城周辺の交通問題改善、観光振興、地域振興等、首里城復興に係る活動への助成事業に活用**されます。関心のある県内団体・企業の皆様は、下記の協議会HPをご確認をお願いします。

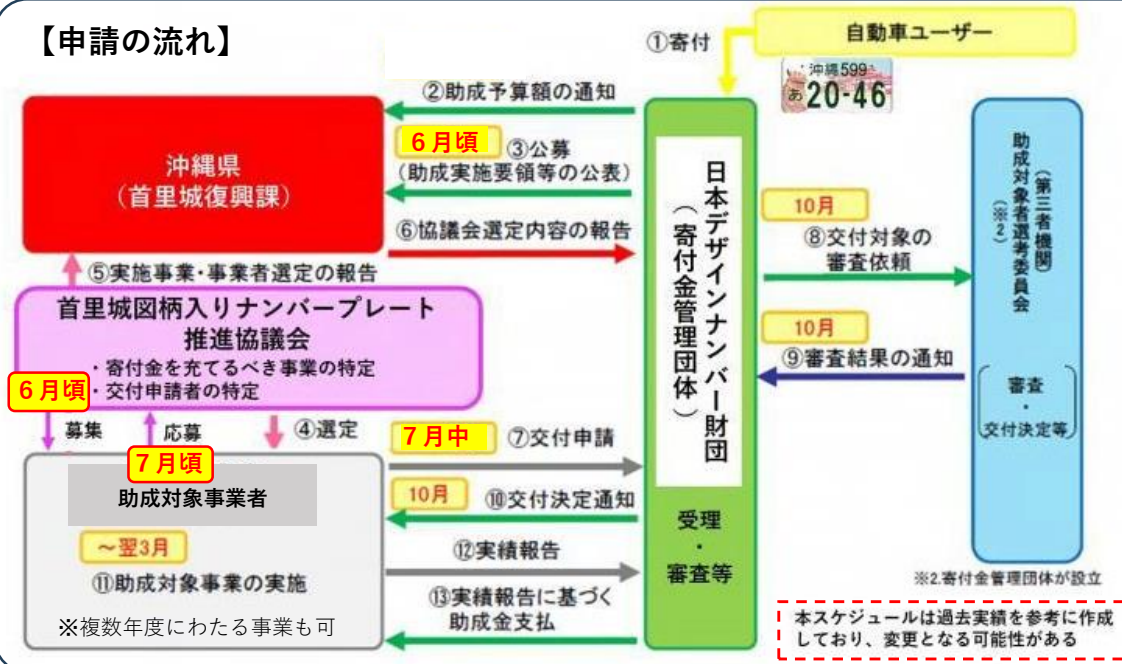


首里城図柄入りナンバープレート推進協議会（県土木建築部首里城復興課内）

○ホームページ：「沖縄県首里城復興課」で検索をお願いします
<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/toshi/1012859/1012860/1023039.html>
 ○E-mail：aa068501@pref.okinawa.lg.jp ○電話：098-943-0140



【申請の流れ】



- (申請のポイント)
- 助成事業は、日本デザインナンバー財団が主催し、協議会（県）を通じて募集・周知される。
 - 助成事業の実施を希望する事業者は、協議会で特定した後、財団に申請して審査・決定する。
 - 交付申請、助成金支払等の手続は、実施事業者と財団の間で直接行われる。

首里城図柄入りナンバープレートの普及推進に取り組んでいます！

首里城図柄入りナンバープレート推進協議会構成団体

- 沖縄県土木建築部首里城復興課
- 沖縄県企画部交通政策課
- 内閣府沖縄総合事務局運輸部車両安全課
- 那覇市都市みらい部都市計画課
- 一般財団法人沖縄美ら島財団
- 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- 一般社団法人沖縄県レンタカー協会
- 一般財団法人沖縄県自動車標板協会

首里城図柄入りナンバープレートの助成金（助成事業）に係る活用方針

助成事業は、申請前に各発行地域の協議会での事前確認（特定）が必要です。本県の「首里城図柄入りナンバープレート推進協議会」では、以下の方針の下で取り組んでいきます。

- (1) 公益財団法人日本デザインナンバー財団（財団）の助成対象事業の中から選定する。
- (2) 首里城図柄に対し自動車ユーザーが寄付をしていることに鑑み、助成対象事業は、首里城復興に関連した事業を優先して選定する。
- (3) 助成対象事業者は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人または団体とする。※個人は不可
助成対象事業には、その法人等の運営費は経費として認めず、事業実施に直接必要な経費のみ対象とする。
- (4) 助成額は、原則として1応募者につき、応募年度における財団から沖縄県への助成予算額に1/3を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とする。※

※当該年度の助成予算額が30万円の場合、1事業で申請できる助成額の上限は、事業費総額にかかわらず1/3にあたる10万円（事業費総額が10万円未満の場合、その事業費総額が上限）

対象となる助成事業

助成事業は（公益）日本デザインナンバー財団が主催しています
詳細は同財団ホームページをご確認ください

①公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業

- ・ 観光地設備のバリアフリー化に係る取組 等

③公共交通機関等の利便性向上・観光旅行客の受入れ体制強化に資する事業

- ・ 二次交通が不便な地域におけるレンタサイクルの普及促進
- ・ 観光スポットでのゴミ拾いや落書き消し等の環境保全・美化活動、観光促進に係る取組 等

⑤自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業

- ・ 交通安全の広報・啓発、交通安全に資する路灯や防犯カメラの設置・修理
- ・ 交通安全施設（カーブミラー等）、横断歩道及び周辺等への事故防止柵等の設置 等

⑦街づくりに資する事業

- ・ まちづくりに係る事業、景観の観点からの野立て広告物の撤去に係る事業 等

②公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業

- ・ イベント等における臨時バスの運行、周遊バスの発行 等

④次世代自動車の普及に資する事業

- ・ 自動車分野の省エネ対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の普及事業 等

⑥公共交通機関等の維持確保に資する事業

- ・ 公共交通の利用促進のための広報・啓発などの環境づくり
- ・ 駅、空港からのバスや観光タクシー等の二次交通の利用促進 等

⑧観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業

- ・ 観光施設や観光拠点の維持・保全の取組 等

※その他、上記事業と一体となって利用者利便向上、公共の福祉に資する事業も対象